

受動喫煙防止対策が義務化されました

マナーからルールへ

令和2年4月1日から健康増進法の一部を改正する法律の施行により、多くの人を利用するすべての施設は、原則屋内禁煙が義務化されました。



なぜ「受動喫煙防止対策」が必要なの？

他の人が吸っているたばこから立ち上がる煙や、その人が吐き出す煙にも有害物質が多く含まれており、その煙を吸い込んだ人にも健康被害を及ぼします。そのため、たばこを吸わない人を受動喫煙から守る必要があります。

どのような対策が実施されるの？

施設の所有者や管理者は、受動喫煙を防止する責務があり、施設の類型、場所ごとに対策が行われます。

施設の類型		規制内容※	例外的に喫煙できる場所
第一種施設	学校、病院、児童福祉施設、市役所庁舎など	原則 敷地内禁煙 (令和元年7月1日から)	特定屋外喫煙所
第二種施設	第一種施設および喫煙目的施設以外の多数の人が利用する施設 事務所、工場、飲食店、公民館、体育館、駅など	原則 屋内禁煙	喫煙専用室 加熱式たばこ専用喫煙室
	既存特定飲食提供施設(経過措置)	以下の要件にすべて該当する小規模な飲食店 ●令和2年4月1日より前から存在している ●客席面積100㎡以下 ●個人あるいは資本金出資総額5,000万円以下	喫煙専用室 加熱式たばこ専用喫煙室
			喫煙可能室
喫煙目的施設	公衆喫煙所 喫煙可能なたばこ販売店 喫煙を主目的とするバー・スナック	喫煙目的室以外の 屋内禁煙	喫煙目的室

※屋内のうち、「人の居住の用に供する場所」、「宿泊施設の客室（個室に限る）の場所」は、規制の適用除外です。

例外的に喫煙できる場所がある施設には、守らなければならないルールが加わりました



20歳未満の人は従業員も喫煙エリアに立ち入らせることはできません。



施設に喫煙室がある場合、標識の掲示が義務付けられています。



従業員に対する受動喫煙防止を講ずることが必要です。



義務違反者には指導・命令罰則等が適用されることがあります。

法律に基づく例外的に喫煙できる場所の設置基準である「たばこの煙の流出を防止するための技術的基準」や喫煙室などに掲示する標識例は、以下のWEBページをご確認ください。

なくそう！望まない受動喫煙

検索✓

<https://jyudokitsuen.mhlw.go.jp/>



【問い合わせ先】健康福祉部 健康課 ☎67-1834